

千葉市公告第730号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年11月24日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤックス作草部店

所在地 千葉市稲毛区作草部一丁目10番地2号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

名称 株式会社千葉薬品

代表者の氏名 代表取締役 八川 昭仁

住所 千葉市中央区問屋町1番35号

名称 株式会社ヤックスケアサービス

代表者の氏名 代表取締役 鶴沢 憲一郎

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社千葉薬品 代表取締役 神崎 彰道

株式会社ヤックスケアサービス 代表取締役 根本 幸男

(変更後) 株式会社千葉薬品 代表取締役 八川 昭仁

株式会社ヤックスケアサービス 代表取締役 鶴沢 憲一郎

4 変更の年月日

令和元年6月24日

5 変更の理由

経営上の理由による

6 届出の年月日

令和3年7月13日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和3年11月24日から令和4年3月24日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで